

アレルギー疾患の 拠点病院を

現在、我が国では、国民の二人にひとりが、アレルギー疾患に苦しんでいます。

同じ政令指定都市であるお隣の横浜市には「横浜市立みなと赤十字病院」、「県立こども医療センター」の2か所にアレルギー疾患の拠点病院が整備されていますが、残念ながら本市には拠点病院は一つも整備されていません。

本来、市内に南部と北部の2つの医療圏を抱える川崎市としても、例えば北部医療圏では市立多摩病院、南部医療圏では市立川崎病院というように、それぞれの医療圏に1か所ずつアレルギー疾患の拠点病院を整備することが望ましいと考えます。

令和6年3月7日に開催された「予算審査特別委員会」において、アレルギー疾患の拠点病院整備について質疑を行いました。

以下、議事要約を記載します。

質問 三宅隆介

まず、アレルギー疾患の拠点病院の設置基準について伺う。

答弁 健康福祉局長

選定にあたり、明確な設置基準はないものの、神奈川県においては、国が示す考え方を踏まえ、県アレルギー疾患対策推進計画に基づき、2つの県拠点病院を選定するとともに、県拠点病院等と連携し、人材育成や診療、情報提供等の役割を担う医療機関として県内の4つの大学病院のほか、32の専門医療機関を指定しているところでございます。

質問 三宅隆介

答弁によると、県が計画するアレルギー疾患対策において重要な役割を果たす4大学病院の中に「聖マリアンナ医科大学病院」が指定されているようだが、であるのなら、本市医療圏内にも拠点病院と同等の機能を持った医療機関を確保するため、聖マリアンナ医科大学病院のアレルギー疾患医療の機能をハード面、ソフト面の両面で強化することを検討すべきでは？

答弁 健康福祉局長

国の考え方に示された診療連携体制の構築を基本としつつ、県の動向を見ながら、併せて現在アレルギー疾患に関するアンケート調査を患者の方や市内医療機関等を対象に実施しているので、その結果などを踏まえて聖マリアンナ医科大学病院を含めた関係者と協議しながら検討してまいりたい。

●三宅の視点●隆介の発想●

現実的に考えて、川崎市の北部医療圏においては、市立多摩病院を運営する聖マリアンナ医科大学病院内に拠点病院を構築するよりほか選択の余地はありません。本市は、アレルギー疾患対策基本法に基づき、ぜん息を含めたアレルギー疾患対策のために医療の均てん化に力を入れなければなりません。

本市は昨年、ぜん息医療費助成制度を廃止しています。これにより、年間4億円ぐらゐの新たな財源が生まれます。アレルギー疾患対策を強化するため、カネのかからぬソフト面の整備だけでなく、しっかりとハード面での整備を進めるよう福田市長に要望しました。



三宅隆介

議会報告

市議会控室
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
TEL:044-200-5601

令和6年 第一回川崎市議会定例会 報告

Theme 1

外国人地方参政権を めぐる攻防

外国人地方参政権を望ましいものとする福田市政に疑問。多数意見もつて市民の総意とするのは「全体主義」である。無所属議員有志が提出した「外国人への参政権付与に反対する決議案」に自民と維新が賛成できずに退席。

Theme 2

アレルギー疾患の 拠点病院を

国民の二人にひとりアレルギー疾患。横浜市には2つもある拠点病院が、川崎市には1つもない。アレルギー疾患医療の機能をハード面、ソフト面の両面で強化せよ。



Ryusuke Miyake Custom



詳しい内容はYou Tubeでも!



<https://www.ryusuke-m.jp/>

三宅隆介



三宅隆介プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。
大東文化大学文学部 卒業。ユアサ商事株式会社を経て、
衆議院議員 松沢成文秘書。
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選、現在6期目。
川崎市多摩区中野島在住。

外国籍住民への参政権付与を望ましいものとする福田市政！

自称保守の自民と維新は退席 / 川崎市議会には保守不在！

先般、川崎市が改定した『川崎市多文化共生社会推進指針』のなかに、なんと「地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します」という文言が盛り込まれています。すなわち、川崎市は行政として外国人地方参政権の実現をめざす方向性を示したわけです。所管局長も「外国人への地方参政権の付与は望ましいものと考えている」と堂々と議会で答弁しています。

私は、外国人への参政権付与に強く反対するものです。

そこで、市の答弁を受け、私は外国人への参政権付与に反対する立場から、同指針からこの文言を削除することを求める決議案を他の無所属議員の皆さんとともに議会に提出しました。(令和6年3月18日)

残念ながら、自民党議員(16名)、日本維新の会(4名)、合計20名の市議が退席し、決議案は否決されてしまいました。(公明、立憲、共産が反対)

「保守」を名乗る政党がこの有り様です。川崎市議会には無所属議員の一部にしか保守はいません。

川崎市が進める「多文化共生」は全体主義！

社会参加と政治参加は異なる

ことし(令和6年)3月11日の文教委員会での私の議会質問に対し、所管局長の中村茂局長は「これからの日本社会の在り方を考えていく上では、様々な立場の人たちが社会に参加できることが必要ですので、その一つの制度として地方参政権があることが本市としては望ましいと思っている」と答弁しました。

様々な立場の人たちが社会に参加できることの必要性については理解しますが、そもそも社会参加と政治参加は全く異なる概念のはずです。なぜ社会参加のために参政権が必要なのかという根拠を福田市政は示していません。

多数意見を総意とするのは全体主義

また、中村茂局長は「多文化共生の行政は議会を含めた市民の総意として進めてきた」とも答弁しました。

行政に携わる者が「総意」という言葉を軽々に使用するのは極めて危険なことです。少なくとも本市議会には、私のように外国人地方参政権について反対している議員がおりますので、市民文化局長の発言は、それらの議員を支持している市民、あるいは投票に行かなかった市民は川崎市民ではないと言っているにも等しい。

このことは、自己に賛同しない市民とその意思を、一顧だにしないという極めて横暴な認識と言うも過言ではありません。

川崎市が進める「総意行政」の危険

市民の総意とはそもそも何なのか、今こそ、かのルソーがなぜ社会契約論で国民の意志を全体意志と一般意志とに分けて論じたかを想起すべきです。それは、単なる多数意志のみが権力の根拠となるならば、それは全体主義、恐怖政治をもたらしてしまうからです。単なる意志というだけでは、私欲の集積にすぎません。そのような欲望の多数をルソーは全体意志と呼びました。これに対し、天地の公道に基づき公共善を目指す営みの中から形成されてくる意志、それを一般意志と呼び、これこそ市民の総意と見なされるべきものでなければならない。

なぜなら、私欲の集積としての多数意見、折々の熱狂に使喚されただけの多数意見、つまり、全体意志を市民の総意として行政を進める行為は、まさしく全体主義への道だからです。ヒトラーもスターリンも毛沢東も金日成も全て人民の意志を名として強権を振ったという歴史的事実を、局長という重職にありながら理解されていないことは誠に残念です。中村茂局長の答弁により、このような総意認識の下でいわゆる多文化共生行政が進められてきたことが白日の下に晒されました。実に恐るべき事態であり、本行政は根本的な再検討がなされなければならず、私は市議会議員として看過するわけにはいきません。

三宅隆介が外国籍住民への参政権付与に反対する理由！

参政権は国民固有の権利

外国人地方参政権を推進する人たちは、「代表無くして課税なし」という言葉を根拠に、「外国人も住民として税金を払っているのだから、参政権ぐらい付与してもいいのではないかな…」などと主張します。

しかし残念ながら、これは外国人に参政権を付与する根拠にはなりません。

もともとこの言葉は、米独立戦争の際に用いられたスローガンです。英国の植民地だった米国が税を課せられていながら自らが選出した代議士を英国議会へ送ることが許されなかったことに由来しています。ゆえに独立戦争の際、英国が行った不法行為の一つとして挙げられました。すなわち、当時の米国民は英国の国民(植民地としての国民)であることを前提に、国民としての権利を主張したのであって、外国人に参政権を付与せよ、という主張とはまったく関係がありません。

因みに、1910年に我が国は韓国を併合しましたが、このとき日本政府は朝鮮人に対して「選挙権」と「被選挙権」を付与しています。当時の大日本帝国が外地人(朝鮮人)をも国民として認めたからこそ、彼ら彼女らにも国民としての義務が生じたのです。つまり、あくまでも参政権は国民固有の権利なのです。

少なくとも、参政権は納税の対価ではありません。政府が納税義務を課しているのは、貨幣租税論など他に理由があります。

憲法も認める「国民主権の原則」

また、推進派は「地方自治体は行政サービス機関であり、国において定められた法律の範囲内において自治的にサービス業務をしているに過ぎないのだから、地方自治体の選挙権ぐらい外国人に付与してもいいのでは…」とも言う。

この種の人たちは、地方自治体という名称から「自治機関」だと思いついておられるようですが、自治体は国とは別に独立して行政事務を執行しているものではありません。最高裁判決にもあるように、地方自治体は「我が国の統治機構の不可欠の要素を成すもの」で、すなわち国家統治の一部です。それに、地方自治体の首長や議員の仕事は、決して福祉や街づくりなどの公共サービスを提供しているだけではなく、国民の権利義務を規制する「公権力の行使」も当然のことながら含まれています。

つまり、外国人に参政権を付与することは、例え地方自治体であっても国民ではない外国人が「公的意思決定」や「公権力の行使」に関与することになりますので、憲法で保障されている「国民主権の原則」が侵されることとなります。そもそも我が国の憲法第15条には、参政権は国民固有の権利であることがうたわれ、過去の最高裁判決においても、外国人参政権は国においても地方においても違憲と判断されてきた経過があります。

何度でも言おう。川崎市議会議員としての私は、日本国民たる川崎市民の代表です。

「全体主義」行政から社会を保守します



みなさまのご意見をお聞かせください